

第3 効率性の向上・透明化の促進など予算の質の改善

1. 必要性の高い事業の厳選と事業実施のスピードアップ

《政策評価制度の本格的な運用》

<http://www.mlit.go.jp/hyouka/>

成果重視・目標指向の行政運営を目指し、平成13年度から全省的に政策評価を導入。昨年4月の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」施行を踏まえ、政策評価の一層の充実（事前評価、業績測定、プログラム評価）を進め、行政マネジメント改革を推進する。

< 全新規施策についての事前評価の実施（政策アセスメント） >

平成15年度予算概算要求、税制改正要望等に係る48項目の新規施策について、事前に必要性、有効性、効率性を厳しく評価・検証した。評価結果は、予算概算要求、税制改正要望等に反映させるとともに、インターネット等により公表した。 [参考1] 予算関連新規事項

< アウトカム目標の設定と業績測定（政策チェックアップ）の実施 >

省の主要な政策目標を成果（アウトカム）に着目して設定し、その達成状況を業績指標と5年以内の目標値によって測定する。社会資本整備重点計画の策定に合わせ、その重点目標とも整合を図る。

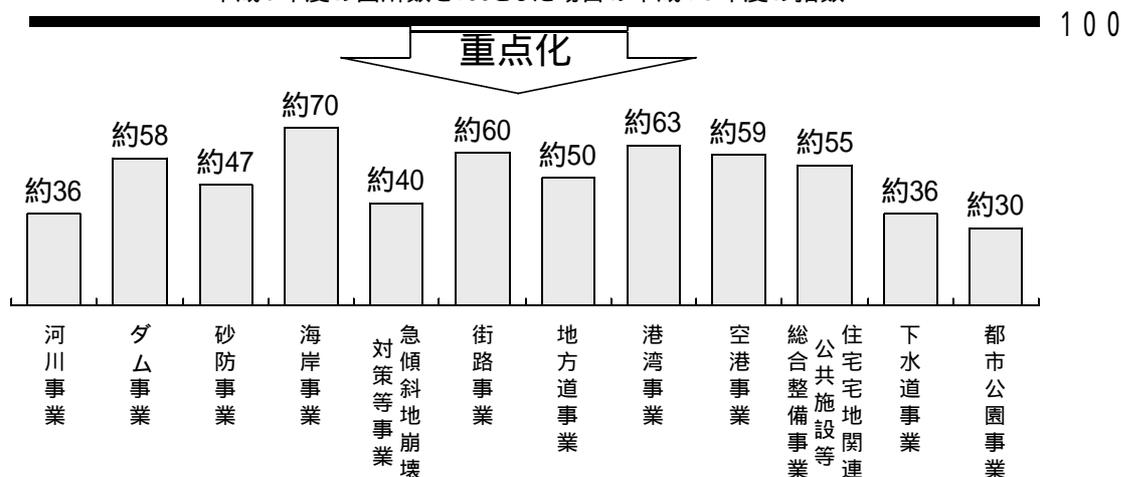
《新規採択の抑制や徹底した事業評価の実施》

< 事業の厳選による箇所数の絞込みと集中投資 >

事業評価を厳格に実施することにより、真に必要な事業を厳選し、箇所数の絞込みと集中投資を実現する。

事業箇所数の減少割合（絞込みによる集中投資）

平成8年度の箇所数を100とした場合の平成15年度の指数



注) 住宅地関連公共施設等総合整備事業：団地数、下水道事業：未供用箇所数
空港事業：滑走路新設・延長事業実施箇所数

< 事業評価の内容の向上に向けた取り組み >

需要予測の前提条件の整合性を図るため、関連する事業分野間で、GDP成長率や人口の将来推計を共通フレームとして用いることを検討する。

また、事業分野間における評価指標等を設定する際の考え方の整合性確保、感度分析など将来の不確実性への対応等について、有識者の研究会で検討を進める。

< 事業の新規採択時評価 > http://www.mlit.go.jp/tec/09_public.html [参考8]

原則として全ての新規採択箇所について、費用対効果分析を含めた総合的な評価を行い、結果を公表する。費用便益比(B/C)に加え、事業の内容、必要性、整備効果を国民にとってできるだけ分かりやすく示す。

< 事業の再評価 >

長期継続中などの事業について、事業の必要性等について厳格に再評価を行い、必要に応じて事業の見直しや中止等の措置を講じる。平成15年度予算に向けて900を超える事業について再評価を予定しており、昨年12月末時点で27事業について再評価を実施し、12事業を中止した。

< 事後評価 >

平成15年度から事後評価を本格導入し、事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、その結果を今後の計画・調査等へ反映する仕組みを導入する。

《事業における時間管理概念の重視》

事業実施において、早期完成の必要性や効果が高い事業について、完成供用時期を予め明示宣言し、予算を重点配分することにより、事業のスピードアップ、早期供用を図る。

・「完了期間宣言路線」による都市計画道路の早期供用への取り組み

東京都、横浜市、大阪市で、計28路線について完了期間を宣言し、新たに全国18都市24路線で重点実施を図る。

・直轄河川事業等において、改修効果が際立って高い事業について、概ね10年間で完了させるプロジェクトの重点区間を設定し、重点的に投資する。

《改正土地収用法の積極的活用》

昨年7月に施行された改正土地収用法を積極的に活用し、収用手続きにおいて住民の意見を十分に反映させる等、手続の透明性・中立性を向上させ、公共用地の迅速・円滑な取得を図ることにより、事業のスピードアップ、事務コストの低減を図る。

2. 事業執行手法の改善などによる効率的な事業の推進

《既存ストックの活用と適切な維持管理・更新の促進》

- ・計画的な道路資産管理手法により、道路施設の長寿命化、ライフサイクルコストの最小化及び更新時期の平準化を図る。
- ・路上工事に伴う交通規制時間の縮減を図るため、実施日時管理を徹底するとともに、三大都市を中心に面的集中工事と工事後の掘削規制の一体的実施を推進する。
- ・下水道機能の低下のみならず、道路陥没事故等による都市機能への影響を回避するため、老朽化した下水道管きょについて計画的な再構築を図る。
- ・ライフサイクルの延命化を図るため、必要に応じて国の根幹的な港湾施設については、国が適時・適切にきめ細やかな改良工事を実施する。
- ・現在供用中の羽田空港の再拡張事業により空港容量を大幅に増加させ、航空ネットワークの拡充を図り、再拡張後の余裕枠を活用して2000年代後半までに国際定期便を就航。
- ・公共賃貸住宅について、建替え、リフォーム等を定める「ストック総合活用計画」を策定し、これに基づき実施されるリフォーム等に対して重点化を図る。
- ・既存の官庁施設ストックについて、長期耐用性の確保の観点から、修繕等を適切に実施することにより、有効活用を推進する。

《地域の実情に応じた整備・管理の推進（ローカルルールを導入）》

公園の整備・管理への地域住民等の参画を促進するとともに、身近な公園の配置基準を見直す等地域の実情に応じた都市公園整備を促進する。

高規格幹線道路における追越区間付き2車線構造の導入、中山間地域における1.5車線の道路整備等、地域の交通特性を活かし、コスト縮減及び整備効果の早期発現を図るため、地域に応じて道路構造基準を見直す。

地域の特性に応じた汚水処理施設整備が図られるよう、全ての下水道事業箇所の汚水整備について、他の汚水処理施設との役割分担を再点検するとともに、コスト管理、時間管理、整備効果についても再点検を実施する。

《PFIの推進》

公営住宅や駐車場等の公益的施設、道路、公園などの公共施設、中央官庁庁舎等のPFIによる整備や、民間都市開発に伴い必要となる公共施設への融資による整備促進など、PFI手法等の活用に積極的に取り組む。

例：公営住宅におけるPFI事業の本格的実施

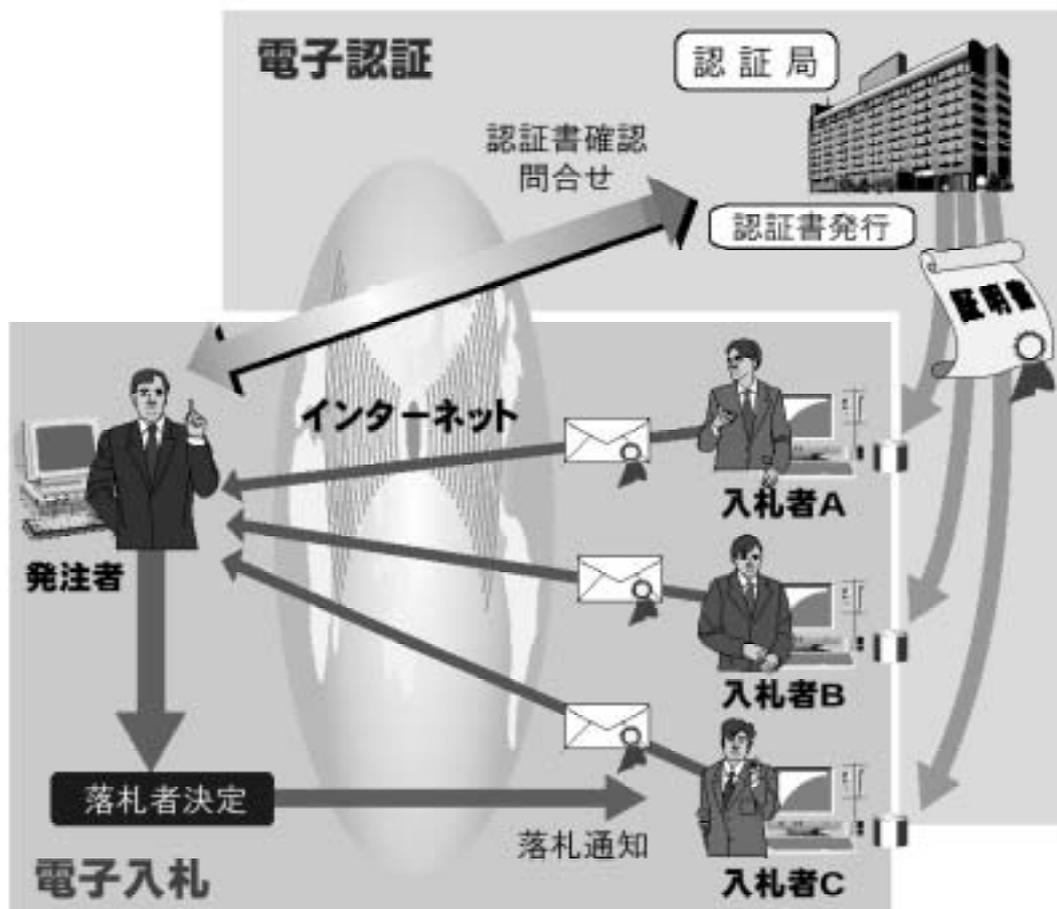
- ・広島県営上安住宅建設事業(PFI法に基づく公営住宅建設の第1号事業)

《電子入札の導入》

平成15年度より電子入札を直轄事業の全ての案件(約4万件)で導入することにより、移動コストの縮減、事務の迅速化等を達成する。平成22年度(目安)には、全ての地方公共団体で電子入札の導入を完了することで、地方公共団体を含め約2千～3千億円のコスト縮減が可能となる。

CALS/ECS(公共事業支援統合情報システム)による電子入札の普及・拡大

http://www.mlit.go.jp/tec/08_cals.html



《入札・契約手続の改善等事業執行段階における改善》

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の適切な運用により公共工事の透明性を高め、入札・契約の適正化を促進する。

また、総合評価落札方式、設計・施工一括発注方式等の積極的活用等により、技術力による競争を促進し、公共工事の適正な品質の確保と総合的なコスト縮減を図る。